

令和 8 年 8 月 7 日
中 部 地 方 整 備 局

建設業法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社 イーシーセンター
業者の住所：静岡県富士市五貫島 9 1 9
- 指名停止措置期間：令和 8 年 8 月 7 日から令和 8 年 9 月 6 日まで（1 ヶ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事 実 概 要：
（株）イーシーセンターは、建設業法第 3 条に定める許可を受けずに建設業を営む者との間で、建設業法施行令第 1 条の 2 に定める金額以上の額をもって下請契約を締結していた。
このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 6 号に該当するとして、令和 8 年 7 月 8 日、中部地方整備局長から監督処分（指示処分）を受けた。
- 指名停止措置理由：
上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1 ヶ月とする。

<指名停止措置要領 別表第 2>

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

配 布 先 中部地方整備局記者クラブ

〇問い合わせ先 総務部 契約課長 宮本 貴史
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953－8138